

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、協同組織金融機関として、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまの経営等の課題解決に向けて、十分な時間をかけ実行支援を行うとともに、関係機関や外部機関と連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給を行ってまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成26年度より本部融資部に経営支援課(平成29年3月より事業支援課へ名称を変更)を設置し営業店臨店指導において、営業店が行う毎月のモニタリング活動をフォロー、連携することで、より再生支援先に密着した経営支援活動に取り組みました。また、東京都よろず支援拠点等外部機関との連携をとり、より地域の中小企業及び個人のお客さまに適した経営支援活動を行っております。

3. 中小企業の経営に関する取組み状況

当金庫の基本方針である地元中心の「狭域高密度営業態勢」のなかで、その特徴を活かし、お客さまへのきめ細やかな相談態勢を形成し、コンサルティング機能を発揮していく取組みを継続しております。この地域に密着した取組みの中で、行政区等と連携した創業・新規事業への支援や経営相談、業種転換へのご相談を承り、その実現に向けて取り組んでおります。

令和2年度は、外部専門家派遣機関であり、ワンストップで経営相談ができる「東京都よろず支援拠点」による出張相談会を1回開催し、計2先の事業先のお客さまに対し経営支援活動を行いました。

4. 地域活性化に関する取組み状況

地元のお客さまからお預かりした資金は地元で資金を必要とするお客さまに融資を行うことを基本に、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず地元における環境、文化、教育といった分野にも力を入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、令和2年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は26件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は0.5%、保証契約を解除した件数は38件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は0件です。

